

事務連絡
令和3(2021)年8月6日

各関係団体等の長様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

まん延防止等重点措置に係る要請における「ホテル又は旅館」の取り扱いの周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受けることとなったことから、新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針に基づき対策を講じることとし、ホテル・旅館業の皆様には多大な御協力をいただいているところですが、営業時間等の要請及び取扱の考え方につきまして、以下のとおり整理しましたので、貴団体員等に対し周知くださいますようお願ひいたします。

なお、栃木県新型コロナウイルス生活相談センター等にお問合せいただいた際、一部の方に整理される前の御回答を差し上げた可能性がございますので、本通知において修正し、お詫び申し上げます。

【措置区域】

施設の区分	営業時間		酒類の提供	
	1000 m ² 超	1000 m ² 以下	1000 m ² 超	1000 m ² 以下
宿泊客以外も利用するレストラン等	飲食店	5時から20時まで (要請)		行わない（要請）
宿泊客のみが利用するレストラン・食事会場	ホテル・旅館 「集会の用に供する部分」に非該当	制限は特になし		可能
宴会場・会議室・ディナーショー会場等	ホテル・旅館 「集会の用に供する部分」に該当	5時から 20時まで (要請)	5時から 20時まで (協力依頼)	行わない (要請) 行わない (協力依頼)
ルームサービス・部屋食	ホテル・旅館 「集会の用に供する部分」に非該当	制限は特になし		可能

なお、宿泊客のみが利用するレストラン・食事会場やルームサービスの利用に際しましても、5人以上の飲食・飲酒やパーティー等の自粛につきましては、引き続き御留意願います。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826